

高齢者虐待防止のための指針

大熊町地域包括支援センター
(令和6年4月)

高齢者虐待防止のための指針

大熊町地域包括支援センター

1、基本的な考え方

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の理念に基づき高齢者の権利擁護に資することを目的に本指針を作成し、全ての職員は高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見・早期対応に努めることとする。

2、虐待の定義

本指針について虐待とは次の行為をいう

(1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

(2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること。

(3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しい拒絶的な対応その他高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

3、虐待防止委員会

(1) 高齢者虐待の防止および早期発見への組織的対応を図ることを目的に、虐待防止委員会を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定める。

(2) 委員会の委員長は、センター長が務める。

(3) 委員は福祉課（大熊町地域包括支援センター、福祉係、介護保険係）職員で構成する。

(4) 委員会は年1回以上、委員長の招集により開催する。なお委員会は必要に応じてテレビ電話装置を活用して行うことができる。

(5) 委員会の検討事項は次の通りとする。

- ア 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
- イ 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ウ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- エ 虐待または虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という）について、職員が相談・報告をおよび適切に対応できる体制整備に関すること
- オ 職員が高齢者虐待を把握した場合に、町への報告が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- カ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

4、虐待防止のための職員研修

- (1) 虐待の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止の徹底を図る内容とする
- (2) 研修は年1回以上実施する
- (3) 研修の実施内容については、研修資料・実施概要・出席等を記録し、保存する

5、虐待等が発生した場合の対応方法

- (1) 虐待等が発生した場合には、速やかに課内で共有するとともに、「大熊町高齢者虐待対応マニュアル」に沿って対応する
- (2) 虐待等に気づいた職員は、虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげられるよう努める
- (3) 職員は日頃から虐待の早期発見に努める

～補足～

セルフネグレクトや65歳未満の者への虐待など、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に規定する高齢者虐待かどうか判断しがたい事例であっても、権利が侵害されていたり、生命や健康・生活が損なわれるような事態が予測されるなど、支援が必要な場合には関係部署と連携し、必要な援助を行うよう努める

6、成年後見制度の利用支援

- (1) 利用者およびその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報提供し、必要に応じて相談対応を行う。または、必要に応じて「大熊町権利擁護支援センター」事業を活用し、適切に必要な支援につながるよう努める

7、虐待等に係る苦情の解決

- (1) 虐待の苦情相談については、苦情を受け付けた職員は内容を管理者に報告する
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する

8、指針の公表

- (1) 常時閲覧可能とし、相談受付窓口に備え付けるほか町ホームページにも掲載する

9、その他虐待防止の推進のために必要な事項

高齢者虐待防止に関する外部研修へも積極的に参加し、権利擁護の理解とサービスの質の向上を目指す